

第4回 多摩市新型コロナウイルス感染症 関係課長会【結果】

令和2年2月27日（木）
防 災 対 策 室

<前提>

- 新型コロナウイルス感染症についてフェーズが変化しているものと認識し対応すること
- 新型インフルエンザ対策行動計画における「都内発生早期」から「都内感染期」にフェーズが移行するものとの認識に立つこと
- ここ2週間が感染拡大防止の重要期間であるとの認識に立つこと
- 日々、状況が変化しているため、情報収集に努め、状況の変化に即応できる態勢を構築すること

1 事業所等へのマスク貸与について

<確認事項>

- ▶ 対象施設
 - ・ 医療・福祉・子ども関連施設
 - ・ 施設の規模、運営主体、サービスの形態等は問わない。
- ▶ 配付・周知方法
 - 所管課経由（詳細は所管課所定）
- ▶ 対象期間
 - 当面3月15日（日）まで
- ▶ 配付枚数
 - 「職員数×対象期間内の営業日数」

2 公共施設の閉館について

<確認事項>

今後、新型コロナウイルスの感染拡大が進んだ場合、公共施設を閉館する。

▶ 判断基準

次の基準のうち、いずれかが確認された場合

- ・ 国・都が、全ての公共施設を閉鎖した場合
- ・ 国・都から、各自治体の判断により、公共施設の閉鎖依頼が来た場合
- ・ 生活圏を踏まえた近隣自治体において、多摩市を含めた3自治体以上からり患者が発生した場合

例：日野市、稲城市、八王子市、府中市、川崎市麻生区などのうち、多摩市の近隣地区

▶ 閉館する施設（案）

消費生活センター・全福祉館・全コミュニティセンター・三方の森コミュニティ会館・東永山複合施設・パルテノン多摩・総合体育館・アクアブルー多摩・総合福祉センター・西永山複合施設・発達支援室・桜ヶ丘いきいき元気センター・交通公園、グリーンライブセンター・永山公民館・関戸公民館・全図書館・教育センター・旧富沢家・旧有山家・旧多摩聖蹟記念館

▶ 教育委員会所管施設への対応

閉館の依頼をするものとする。

▶ 学校が休校となった場合に閉館する施設（案）

児童館・学童クラブ・教育センター

▶ 業務の都合上可能な限り開館する施設

聖蹟桜ヶ丘駅出張所・多摩センター駅出張所・健康センター・エコプラザ多摩・多摩保育園・貝取保育園・子育て総合センター

※ 閉館する施設の範囲は、検討を継続する。

<継続して検討する上での留意事項>

- 複数の施設が入っている建物については、対応がバラバラにならないよう相互に連携する。
- シルバー人材センターを利用している場合についても、対応がバラバラにならないよう留意する。

3 利用料金の払い戻しについて

<確認事項>

▶ 対応方針

新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的に市民又は団体が公共施設の利用を取り止めた場合の対応は以下のとおり

○ 公共施設

- ・ 施設使用料は返金する。
- ・ 既にキャンセルした利用者に対しても返金措置を行う。

○ 指定管理者が管理している施設

- ・ 公共施設と同様の取り扱いとし、施設使用料を返金する。
- ・ 既にキャンセルした利用者に対しても返金措置を行う。
- ・ 詳細は、指定管理者と協議する。

▶ 対象

- ・ キャンセルの申し出が1月30日（木）以降にあった予約
- ・ 予約日が3月15日以降の分も対応

▶ 受付期間

当面3月15日（日）までとするが、延長の可能性あり

(その他)

<主催事業、イベント等延期・中止について>

- 関係各課は、既にフェーズが変化していると捉え、全ての市主催事業・イベント等に関して必要性を再検討し、方針を決定する。
- 市主催事業等の調査を取りまとめた Excel ファイル（健康推進課様式集）に対応方針を入力する。（毎日16時まで）
- 事業の中止に伴う委託契約の変更や講師謝礼の支払いについては、要領を文書で示す予定
- 委託契約により事業を延期する場合は、年度内に実施